

川崎市公告第987号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年6月19日

川崎市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オーケー川崎本町店
川崎市川崎区本町二丁目12番4号 他5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 北原 克哉
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 野々口 剛

(変更後)
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
代表取締役 北原 克哉
- 4 変更の年月日
令和8年4月1日
- 5 変更する理由
設置者の代表者に変更が生じたため。
- 6 届出の年月日
令和8年6月11日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市ホームページ
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000185363.html>
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和8年6月19日から令和8年10月19日の午前8時30分から午後5時まで。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和8年10月19日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当